

た研修やトレーニング、県下の健康に関する情報の入手、市町村等の健康づくりの支援事業、その他調査・研究を行っており、現在 14 名の職員がいます。又健康増進センタービルの会議室の貸出し等を行っている。

土地 5,030.89 m²、昭和 48 年 3 月取得、取得価額 318,726 千円、建物 4,078.75 m²、昭和 50 年 3 月取得、取得価額 510,280 千円である。

現地調査をした際は、会議室、研修室等は使用されておらず静かであった。又当初あったプールや健康度測定、トレーニング機器が平成 14 年度に見直しされて利用されなくなっていた。(下記表のように収入も減少しているが運営費用も削減している)

施設運営にかかる収支は下記のような過去 3 年間の推移となっている。

年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
収入(千円)	6,764	858	4,981
運営費用計(千円)	44,278	18,415	16,692
差額(千円)	-37,514	-17,557	-11,711

監査結果

土地・建物の有効利用を考えた場合、現在の業務は、保健福祉部の他の課も含めた建物の有効利用で可能であると思われる。従って、この建物の有効活用を考えるべきである。(意見)

土地	口腔保健センター敷地
----	------------

社団法人愛媛県歯科医師会に対して松山市柳井町の口腔保健センター敷地(1,063.73 m²、昭和 52 年取得、取得価額不明)を昭和 52 年 7 月より貸与しているが、これについても前述の看護会館敷地と同様、貸付料の改定が平成 16 年 6 月までなされていなかった。

監査結果

改定により、442,000 円/年→1,186,273 円/年となったが、決して小さい金額とはいえ、現在、総務管理課から毎年、交付金相当額の通知をしているが、今後は各部署がこの通知に合わせて、貸付料の検討結果を総務管理課にフィードバックするようにされてはどうか。(意見)

保健福祉部	長寿介護課
土地・建物	愛媛県老人児童福祉センター

愛媛県老人児童福祉センターは、①高齢者の研修・教養の向上・生活に関する相談、②児童の健全育成のために利用することを目的として建設された施設である。市街中心地の大街道と道後温泉との中心に位置し、県民文化会館と道路を挟んだ一等地に存在する。概観(写真左)から明らかなように、平家造りの優雅な施設となっている。玄関に敷き詰められた赤い絨毯がそれを物語っている。しかしながら、無料駐車場も用意されており、市街地から市電で約 5 分という立地にあるにもかかわらず、建物内部は閑散としていた。玄関に

置かれた案内掲示版（催し案内）は何も案内をしておらず，往査に訪ねた日も催し物はないようであった(右)。



既述のように，十分な利用がなされていない施設であるが，広々とした畳敷きの御茶室(写真左)にホール(講堂，写真右)が完備されていた。説明を聞くところ，このホールの利用は，主に社交ダンスの練習場として利用されている，とのことである。講義・講演会等の利用もあるようであるが，愛媛県下には同様の公的施設が数多くあり，当センターを利用する社会的要請は高くはないようである。



本件施設の建築目的は，①高齢者の研修・教養向上・生活相談，および②児童の健全育成にある。この目的自体は正当なものである。これは社会権を保障した憲法の法意に基づく社会福祉施策の一環として，行政機関たる県は当然，当該目的を達成すべき義務がある。すなわち，努力目標であってはならないのである。翻って，県民は当然のことながら，目的達成による効果を楽しむべき権利があるのである。

ところが，愛媛県は本件施設の廃止を予定している。その契機は，利用頻度が少ないこと，大幅改善が困難なこと，および他県の動向にある。他県の動向を注視する必要があるが，他県が廃止するからといって無条件に愛媛県が追随することは適切ではなく，また，利用頻度が少ないからといって，それがただちに目的の不要性，不当性を示唆するものではない。そこで検討するに，現在の事業のうち，高齢者総合相談事業は愛媛県総合社会福祉会館で実施し，高齢者大学校等は県民文化会館「別館」(当センターのリニューアル)で実施することが予定されており，当センターの目的は廃止後も継続されるようである。

当センターがなくても当センターが果たそうとした事業目的を達成しようというのであれば，昭和59年に当センターを建設し運営する必要があったのかについて疑義が生じよう。すなわち，建設当時は愛媛県総合社会福祉会館がなく，また，事業の一部は当センターをリニューアルして継続するとしても，施設の廃止に至る契機に思いを致すと，目的に対する手段の正当性に疑問を抱かざるを得ない。とはいえこの点については，昭和55年の「総合福祉センター調査研究委員会」報告に記載されているが20年以上前のことであり，また，既に廃止が確定しているため，これ以上立ち入って検討することは避けることにしたい。

最後に，当センターの利用頻度が少なかったことについて触れておきたい。その原因は

利用者が高齢者及び児童に限定されていたことにあるとの分析である。当センターはその名称どおり、老人と児童を対象とした福祉施設であるにもかかわらず、それが低利用率の原因であるということは、当初の事業計画およびその調査が不十分であった証左であるといえよう。目的は正当であるにもかかわらず、その目的と手段とが乖離していたものといえることもできよう。今後の事業継続にあたっては、委託費等の資金を支出するのであれば、その必要性を十分検討する必要がある。

[監査の結果]

今後、当センター同様の福祉関連施設を含む公的施設が新たに建設される際には、つねに目的に対し、その手段が他に選択しうる余地のない効率的効果的なものであるのか否かを問い続けることが肝要である。時代の流れの変遷があるにせよ、県民の貴重な財源を投下する以上、20年程度でその必要性が失ってしまうような施設を建築することは、常に謙抑的であるべきと思慮するからである。また、周到な事業計画の検討・樹立とその調査・分析が必要である。(意見)

保健福祉部	長寿介護課
土地・建物	愛媛県在宅介護研修センター

高齢者が介護を必要とする状況になっても、できる限り家庭や地域の中で生活を継続することができるよう、地域のさまざまな社会資源を有効に活用した住民参加による地域ケア体制を確立する必要がある。そのため、多数の介護ボランティアや介護家族が必要であり、ある一定の人数を、年間を通して定期的に行う研修や、随時、気軽に参加できる実践的な研修を行うことを主な目的とする在宅介護研修センターが平成16年度に設置された。当研修センターは研修機能を中心としながら、相談支援業務、情報発信業務、連絡調整業務と幅広く活動している。

利用実績をみると、開館時の平成16年度において、すでに年間7千人の利用がある。17年度は約1万人ということであり、多数者による利用が予定されている。ここに施設の必要性を垣間見ることができる。他方、委託費については、16年度4千万円、17年度予算は4.5千万円という状況である。このようなセンター内部はつぎの写真のようであり、監査人が往査したところ、無駄な施設はなくすべて有効に利用されており、かつ、人情味あふれる施設であったことを記しておきたい。左は研修室、右は温泉を利用した入浴研修施設である。



当センターの取得価額についてみると、土地は8千万円、建物は6.3千万円、合計1.4億

円である。愛媛県下には、既述の愛媛県老人児童福祉センターのように、他に再利用可能な施設があり、それを再利用すべきであるとも考えられる。総合社会福祉会館等に代替施設もありそうである。しかし、当研修センターの設置計画概要書やその実態を概観すると、現存する他施設を改装・再利用し、あるいは代替施設でまかなうことは不可能であって、1.4億円の資金を投じて当該センターを購入し活用する行為は適切であったと思慮するところである。なお、取得および管理の状況は適切なものであり、条例等の合規性に反する点はなかった。

[監査の意見]

当研修センターの目的とする事業は、今日の高齢化社会において必要不可欠なものであって正当である。これらの事業について、45百万円の委託費を支出しておけば、あるいは現状施設を維持しておけば、県は十分、県民の社会権を保障することができるのかについて常に検討し、指定管理者と十分協議し現場の声を大切に、今後センターがさらに発展することを切望するところである。(意見)

保健福祉部	子育て支援課	えひめこどもの城
-------	--------	----------

「えひめこどもの城」を県民の皆さんはどのように見ているのであろうか? 実はここは児童厚生施設(福祉施設)であり、少子化社会を迎えて、テレビゲーム等で家に引きこもり外で遊ばなくなった子供たちを外に引っ張り出し、親子が、子供たち同士が活発にコミュニケーションを得る機会を提供し、そのための各種技法を提供することにより子供の健全なる育成をしようという目的のために建設された施設なのである。従って、いわゆる遊園地ではない。「愛媛県公の施設及び管理に関する条例」をみると、このような施設を構築した目的が明記されている。³²さらに、平成18年4月1日施行予定の「えひめこどもの城管理条例」においても、こどもの城のこどもの健全なる育成に係る業務について明記されている³³。この構想を進めた、えひめこどもの城(仮称)調査研究委員会による「えひめこどもの城(仮称)基本構想調査研究報告書」を紐解いてみた。そこにはまず、必要性和意義がつぎのごとく語られている。

「近年の地域コミュニティの稀薄化、核家族化・都市化等による社会環境の変化は、こどもの人間関係を限定的なものにし、遊び集団の少人数化、同年齢化、遊びの内部化の傾向を招いている。このため、社会性や思いやりの心、自然への無関心や体力、運動能力

³²愛媛県公の施設及び管理に関する条例 2条関係 別表第12条関係 別表第1

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成を行う

³³ えひめこどもの城管理条例 2条

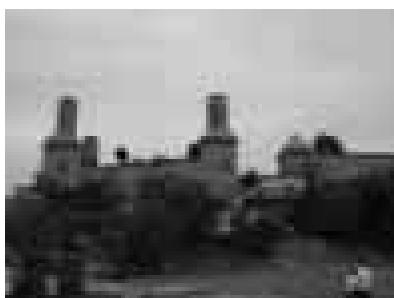
- ① 児童が健全な遊びを体験するための機会の提供に関すること。
- ② 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成に関すること。
- ③ 施設及び遊具の提供に関すること。
- ④ その他必要な業務

の低下などを引き起こす結果となっている。このような、遊びと遊び環境の変化は、こどもの健やかな成長にとって問題であると同時に「こども文化」「遊び文化」そのものの後退をも意味している。そのため、よりよい遊び環境づくりの先導、創造と実験の場の提供、こどもの遊びのシンボルの視点に立った施設づくりが必要である。」

その上で、基本テーマを『えひめ』と遊ぶ、『未来』をつくる』として、つぎの4つを施設の基本的性格としている。①豊かな自然環境に恵まれ、のびのび体を動かし遊べる場、②豊かな才能を引き出し、創造力や豊かな感性を育む創造の場、③さまざまな人々、文化、歴史等と接するふれあいの場、④こどもの健全育成に関する人材養成、研究開発を推進し、相談支援等の機能を有する場、である。(只この基本構想は、その性格上建設代金や施設維持・運営費等との検討はされていない。)

以上のような「基本構想」の下に施設の建設、運営が実行されたわけだが、こどもの城の整備費(用地取得費、工事費、備品取得費)は総額147億円である。

下の写真がメイン施設、乗り物である大型児童館(左右とも)とロードトレイン(右)である。

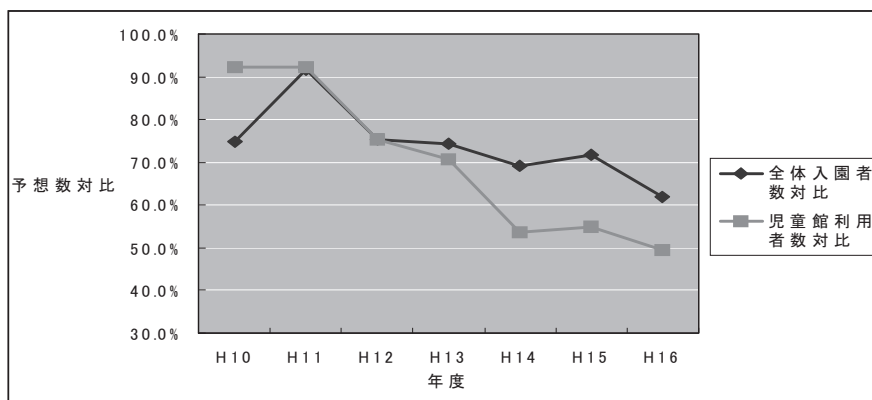


上記施設を中核に、34.6ヘクタールに及ぶ広大な施設が、松山市内から車で15分の山中に、山を切り開き整地し、そびえ立っている。

基本計画における年間利用者数は、少なく見積もって50万人、また、「大型児童館」の年間利用者数は、27万人から30万人と予測していたことがわかる。只、過去の実績はつぎのとおりである。

年度	全体の入園者数 (単位：千人)	予想見積もり50万人 と左記との対比	児童館の利用者数 (単位：千人)	予想見積もり30万人 と左記との対比
H10(10/24開園)	374	74.8%	277	92.3%
H11	459	91.8%	277	92.3%
H12	377	75.4%	226	75.3%
H13	372	74.4%	212	70.7%
H14	346	69.2%	161	53.7%
H15	359	71.8%	165	55.0%
H16	309	61.8%	148	49.3%

開園直後の平成11年度は、予測の9割を達成していたが、その後は減退を続け、開園後わずか6年目にして、平成16年度の入園者・利用者数は予測の5~6割に落ち込んでいるのである。つぎのように、グラフにして示すとよくわかる。



次に福祉施設に収支はなじまぬという考えもあるかもしれないが、「こどもの城」の収支バランスを整理しておきたい。

(単位：千円)

	H14年度	H15年度	H16年度
収入	71,039	72,425	63,742
支出			
管理運営費	495,978	453,531	357,961
事業運営費	47,628	34,082	23,284
収支差額	△ 472,567	△ 415,188	△ 317,503
入園者数	345,710	358,750	308,710
入園者一人あたり負担額(円)※	1,367	1,157	1,028

※「入園者一人あたり負担額」は、収支差額を入園者数で除した額である。

入園者数の減少が続き、平成14年度、15年度と年間4億円を超える収支差額が発生していた。平成16年度に至り、年間50万人と見込んでいた入園者数は、その4割減の30万人となった。もちろんこれに対応して経費削減の努力もみられる。平成16年度には管理運営費の大幅なコスト削減を図ったため3.2億円の資金流出でとどまっている。(結果として開園後、今までに4.5億円×6年+3.1億円=30億円の資金流出があったことになる) 以上より、愛媛県民は初期投資147億円に加えるに毎年の収支差分の資金流出を負担し続けることになる。



次に、こどもの城の施設のについて現地調査を含めて気のついたことに触れることにする。まずはつぎの写真をみていただきたい。こどもの城にある「ふれあいトンネル」である。

ここを利用するのは、上述の「ロードトレイン」と人間のみである。高さ4.7mもある。ロードトレインの高さは約2mである。全般的事項で「過度の投資」について述べたが、工事費5億円の投資効率を考えた場合、もう少し利用を意識した低コストのものでもよかったのではないかというふうに映ったのは確かである。つぎに指摘しておきたいのは、下のような野外トイレである。野外ト

イレが不要とはいわないが、これらについても民間感覚からすれば過度の投資と映る。



さらに、「こどもの城」には高額な遊機具がある。これらの一部は日本宝くじ協会からの寄付によって整備されたものであるが、例えばつぎのようなものである。



なお、今回の調査ではこどもの城で行われているさまざまな体験プログラムとその効果といったことについて十分踏み込むことはできなかったが、「城」の代表である大型児童館の中では、こどもたちが各々思い思いに遊ぶ風景があったこと、創作工房で物作りを楽しむ風景があったことを付言しておきたい。

ところで、今後は、指定管理者制度の導入が予定されている。指定管理者制度への移行により、県が負担する委託料は、来年度 7000 万円圧縮される見込みであるし、民間のノウハウの活用によりより効率的効果的な施設運営が期待される。しかしながら、多額の設備投資に対する県民の負担が圧縮されることもなければ、委託料の負担が零になるわけでもないと思われる。

監査結果

冒頭で、「福祉施設であり、遊園地でない」と記したが、まさにこの点なのであろう。

特に、投資額が大きいことと、さらに、こどもの城の存在意義が利用者や県民にわかりにくいところであらう。

遊園地なら、何故こんなにお金のかかるものをするということになる。もちろん関係者は今まで述べたような目的のため創意工夫して御自分の役割を果たしておられるのは理解できる。といってもスッキリしないのは、やはり利用者である親子、子供たちはあくまで遊園地としかみないのではないかと考えられるからであらう。来場者に上述の高邁な構想を話して

も意味のないことである。昨年度指定管理者制度導入に際して実施したアンケート調査によると7割がリピーター、3割が毎月来園という結果がでているので、まずは未来園者が来園してもらうことに力を注ぎ、未来園者に対する周知・働きかけをしているとのことである。只7割がリピーターで3割が毎月来園という中で、前述のように入園者が毎年減少してきているという現実をみると、如何に今まで来園した人の割合が小さかったかを知ることになる。未来園者に対する一層の周知と働きかけを計画的、具体的に進めることが大切であると認識されているが、是非これを進めていただきたい。(意見)

たとえば「事務事業評価表」をみると、事業の進捗度について、「陶芸，木工，パソコンはじめとする体験事業は確実にできている。その他の事業については実施回数の増減はあるものの、これは対象のニーズや効果を踏まえた結果であり、必要な事業は実施できている。」として、「計画どおり進んでいる」と評価し、また、事業の成果についてみれば、「ボランティアについては16年は延協力人数が減少しているが、その他の事業についてはほぼ前年同様またはそれ以上の参加者がある。」ということ根拠に、「成果目標をある程度達成している」、との自己評価を付与されている、只、それにしても監査人としては「過度な投資」であると感じるのは、その投資額とランニングコストがあまりにも大きいからであろう。ということは、巨額の設備投資の基本構想段階でしっかりと経営判断、投資効果を求め、さらにその具体的効果の検証をできるようにすることが、今後の投資においては十分認識されるべきである。(意見)

さらに、今後、指定管理者制度移行後の状況を見ながら、施設の譲渡、改廃を含めた大きな判断を将来の視野の中に入れておくことも必要である。(意見)

土木部	都市整備課	南レク都市公園
-----	-------	---------

手元に一冊のパンフレットがある。夕日の中を女性が翔ている写真であろう。それを開くと、「南予地方の美しい自然と豊かな民情にあふれた風土を背景に、緑と水(海)をテーマとして『見る，楽しむ，憩う，学ぶ，鍛える』をおり込んだ屋外レクリエーション施設を建設するとともに、重点的な公共基盤整備を行い、自然環境と調和のとれた地域の発展を図ろうとするものである。」との南予レクリエーション都市整備の理念が記述されている。

この理念の下、愛媛県の「人口の都市集中、生活様式、社会構造の変革などにより、レクリエーション活動の増大と質的な変化、さらに屋外レクリエーションの広域化に対応して、宇和島市、北宇和郡、南宇和郡の宇和海一円の沿岸都を対象に海洋性レクリエーション地域として住民の積極的な参加による未開発地、未利用地の高度利用と、環境の保全、調和を図りレクリエーション施設の一元的な開発整備により、地域の開発住民の福祉に寄与することを目的とする。」という南予活性化目的からスタートした巨大プロジェクトである。

当初計画は586ヘクタールという巨大施設を予定していたが、現在、206ヘクタールで打ち止め状態である。昭和44年の「新全国総合開発計画」発表を受けて、翌45年には建設省の要綱を基礎に、「南予レクリエーション都市基本構想」が策定された。昭和48年には1

号公園の計画決定および事業認可を行い、建設がはじまったのである。これは高度経済成長期の典型というような事案である。「南予レクリエーション都市整備計画案」をみると、昭和 47 年当時の貨幣価値で、1,500 億円超の整備事業費が予定されていた。

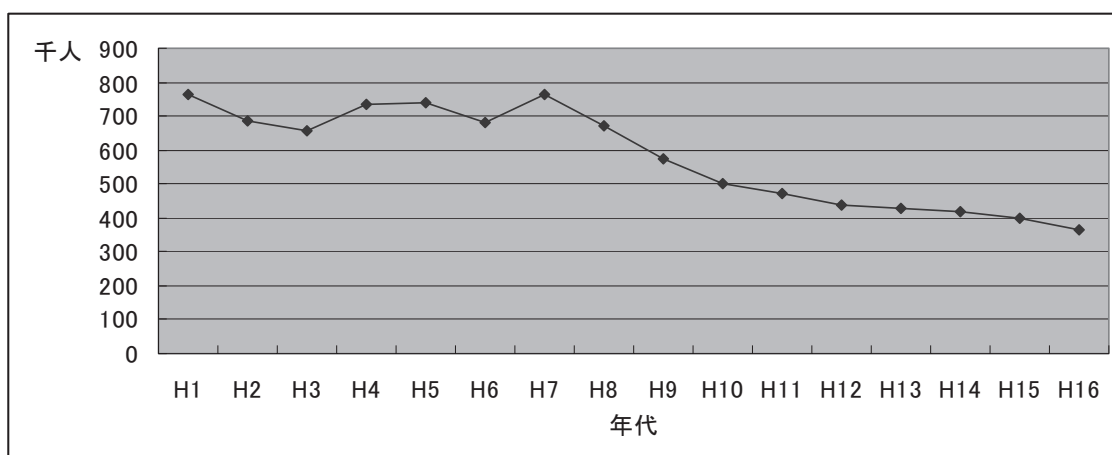
基本構想を契機に、南予レクリエーション都市公園には、現在に至るまで、すでに 304 億円におよぶ施設整備費が投入されている。いわゆるバブル経済が崩壊した平成元年以降も、51 億円の資金が投入されている。平成にはいり、施設の老朽化と共に改修費が必要となり、その額は 12 億円になっている。従って本体および改修費合計 317 億円のうち、およそ 2 割に相当する 63 億円は平成元年以降のものである。

委託料は、平成 17 年 4.6 億円、16 年 4.7 億円、15 年 4.8 億円、14 年 4.9 億円、13 年 4.9 億円、12 年 5 億円、11 年、10 年および 9 年は 5.1 億円を支払い続けており、これまでの支払額合計は 86 億円になる。

これに上述の設備投下資本額および改修費を単純に合算すれば、403 億円になる。

南予レクリエーション都市整備計画は、昭和 57 年に至り、南予レクリエーション都市整備計画検討委員会の報告書をみると、「当初計画どおりの達成が困難」と明記されるようになる。しかしながら、なおバブル経済時代を背景に、「新しい南レクの整備計画を策定する必要がある」として、計画変更をしつつ、都市整備計画を継続することを支持する。こうして平成 8 年に至るまで、実際投資ベース(年度による貨幣価値の変動は考慮していない)で 304 億円の施設整備費が投下されてきている。

この公園の利用であるが、当初 550 万人の利用を想定した施設は、その 1 割の 52 万人程度の利用にとどまっていた。ピーク時の平成元年で 77 万人、その後は減少を続け、平成 16 年度には 37 万人にまで落ち込んでいる。(下記グラフ参照)



上記グラフを見る限り、南予地方の観光や地域産業の振興などの活性化に大きな役割を果たし、南予の活性化には必要な事業である、とは読みにくい。

只、前後するが、このような状況を背景に「南予レクリエーション都市 事業中止」が平成 12 年 11 月に「国の補助事業である南予レクリエーション都市整備事業は中止するが、

既存設備の運営は堅持する」との基本方針のもと、公共・民間協力方式による大規模プロジェクトは中止とし、抜本的な見直し中の新たな計画に基づく事業を進めていくことになっている。この際、南レクをめぐる二つの重要な問題点として、①民営施設区(都市計画公園地区)や休泊地区における民間施設の整備が殆ど進んでいないこと、②県主導で事業が進められており地域との連携が薄いと指摘されている一方、平成 11 年度の愛媛広域文化交流基盤整備構想検討委員会から『花と浪漫のみち整備構想』を示し、高速道路の南予延伸に合わせた公園整備など、今後においても引き続き南予の活性化には必要な事業と位置づけていることである。

以上、南レク都市整備計画事業をめぐる事情を整理してきた。愛媛県民がここで留意すべきは、南レク事業を継続するにあたり、指定管理者制度を導入することを契機に、すべての問題が解決するのではない、ということである。毎年、5 億円弱の委託費は、指定管理者制度の導入如何にかかわらず、おそらく愛媛県民の肩にかかってくる、という現実があるのである。しかも、施設の老朽化を迎えるにあたり、多額の施設修繕代金も必要になるのである。具体的に、どれほどの施設修繕コストを要するのかについて、明らかにされていないが、平成 8 年から 17 年にかけて、すでに 12 億円もの資本投下が必要であったことは重要な示唆を与えよう。

偶々、資産の管理状況をテーマにして検討した一つの公園ではあるが、地域の開発住民の福祉への寄与および広域文化交流という目的に対し、その手段として、南レク事業を通じ多額の委託費と修繕コストを投下することが、直接的に関連するのか、他により効率的効果的な手法はないのか等考えさせられたということで総括的な括りとした。

ところで、監査人が現地を視察した個々の施設に対する感想を写真と共に示していきたい。写真はすべて監査人が撮影したものである。

① 1号公園 近家地区(津島町) 南楽園

夏の平日の移動したところ、松山市内から車でおおよそ 3 時間を要した。平成元年には、日本の都市公園 100 選に選ばれたようだが、15.3 ヘクタールに及ぶ巨大な「回遊式日本庭園」には、人影はまばらであった。ここで留意されたいのは、人影が少ないということ、さらには地域や地域住民と公園が密接に関係を有しているようには外見上は見えにくいということ、監査人が感じたという事実である。また、右下の写真をみていただきたい。池に隣接する「海の家」である。平成 16 年夏の台風による被害の跡である。復旧に相当の時間と経費を要するという事情は理解できるが、来園客の立場からすると興ざめする光景ではある。開設時の昭和 59 年には 30 万人の来客があったとのことである。その後、瀬戸大橋が開通し、高速道路が延伸されたにもかかわらず、来客者数は減退の一途をたどり、平成 16 年には 8 万人を切っている。来客者の数がすべてを語るわけではないが、当初の 3 割以下に落ち込んでいるという実態をどう解釈、展開すればよいのか。